

松田幹雄氏（「大阪 IR カジノ土地改良事業差止訴訟を支援する会」会長）による

IR 区域来訪者等試算資料非公開決定審査請求事案 1, 2 と情報公開審査会の結論

文責：井上真理子

本会の松田氏は、IR カジノ計画はもともと依存症客を多数作ることを想定した計画ではないか、そしてその核心部分の情報を隠すことで IR カジノ計画は進められているのではないかという疑問を抱かれ、関連する行政文書公開請求に踏み切られました。行政文書公開請求は、市民が行政機関と闘う際の有力な武器となります。松田氏の行政文書公開請求と審査請求の経過を参考にして下さい。

1、経過

① 1 回目の情報公開請求（行政文書公開請求 令和 4 年 1 月 2 5 日）

IR 区域来訪者年間 2000 万人、カジノ施設入場者年間 1600 万人、カジノ収益年間 4200 億円算出のもとになった試算資料公開請求

実施機関（大阪府知事）は、行政文書を特定するも非公開決定。

【公開しない理由】

ア、大阪府情報公開条例第 8 条第 1 項第 1 号に該当。「公にすることにより、当該法人等又は当該個人の競争上の地位その他正当な利益を害すると認められるもの（人の生命、身体若しくは健康に対し危害を及ぼすおそれのある事業活動又は人の生活若しくは財産に対し重大な影響を及ぼす違法な若しくは著しく不当な事業活動に関する情報（以下「例外公開情報」という。）を除く。）

イ、大阪府情報公開条例第 8 条第 1 項第 4 号に該当。「府の機関又は国等の機関が行う取締り、監督、立入検査、許可、認可、試験、入札、契約、交渉、渉外、争訟、調査研究、人事管理、企業経営等の事務に関する情報であって、公にすることにより、当該若しくは同種の事務の目的が達成できなくなり、又はこれらの事務の公正かつ適切な執行に著しい支障を及ぼすおそれのあるもの」。

② 1 回目の審査請求（令和 4 年 4 月 7 日）

審査請求人の主要な主張要旨：「大阪府民・市民としては、カジノを含む IR 事業の収支計画がどのようなものであるかを知ることが、民主主義の活性化のために不可欠なものと言わざるを得ない」「カジノ事業は、ギャンブル依存症による家庭や社会の崩壊、巨額の公的資金の投入等、府民が大きな関心を寄せている事業である。これは条例第 8 条第 1 項第 1 号の「例外公開情報」にあたり、非公開とすることは許されない」「条例第 8 条第 1 項 4 号の適用については、現在カジノ事業誘致を進

めている長崎県や和歌山県、と大阪府が競合関係にあるとは考えられない」

③ 2 回目の情報公開請求（行政文書公開請求 令和 5 年 4 月 29 日）

請求の内容：「大阪・夢洲地区特定複合観光施設区域の整備に関する計画（2022 年 4 月 25 日）の要求基準 17 に記載された「入場料納入金の見込み額：年間約 320 億円」から分かる夢洲カジノ日本人入場者 1066 万人のうち、日帰り客の年間入場者延べ人数とその日帰り客一人当たりの年間平均入場回数わかる文書。

実施機関は同年 5 月 15 日、2 回目の情報公開請求に対して、対象となる行政文書を特定し非公開決定を行った。理由はア、大阪府情報公開条例第 8 条第 1 項第 1 号に該当する（条文については先に紹介）、イ、大阪府公開条例第 8 条第 1 項第 4 号に該当する（条文については先に紹介）

④ 2 回目の審査請求（令和 5 年 5 月 26 日）

審査請求人の主張要旨：「実施機関は 1066 万人は MGM の知見に基いて積み上げた数字と説明するが、日本人の日帰り客にギャンブル依存症者がいると考えざるを得ない。仮に一人の日本人が週に 2 回カジノに通えば年間 1 人が 100 人に数えられ、こういう人が 10 数万人の単位にいるということを想定する以外に、この数字が成り立つはずがない」「事業者が公開できないと言っていることを以て、非公開としていうことであれば、そもそもの大阪府の姿勢が根本的に問われて、条例を遵守する気が無いと言っているに等しい」

2. 審査会の判断

① 審査会の結論：大阪府知事が行った非公開決定は妥当である。

② 決定に係る具体的な判断およびその理由について

(1) 条例の基本的な考え方について（略）

(2) 実施機関が主張する条例第 8 条第 1 項第 1 号並びに条例第 8 条第 1 項第 4 号の該当性についての検討（略）

(3) 条例第 8 条第 1 項第 1 号について（略）

(4) 条例第 8 条第 1 項第 1 号の該当性について

「IR 事業は国や地方公共団体から出資や役員の派遣を受けることなく設置運営事業者の経営責任のもとで実施されるものであり、事業実施に必要な費用を負担する」「事業継続のために設置運営事業者の事業収入を上げるためのノウハウ及び経営能力が非常に重要」「大阪府・市は 1 社のみを選定することから、本件提案書類には競合他社より優れていることを示すことになる」

批判：「地方公共団体からの出資を受けることなく」とあるが 2023 年 9 月、大阪府、大阪市、IR 株式会社との間で締結された「土地改良事業に関する協定」の第 4 条第 3 項において「市は、土地所有者及び本件土地改良事業の市の所管部局として・・・その費用を負担するものである」と定められている。また「競合他社」とあるが、2019 年 12 月に事業者公募が始まり、2020 年 2 月 MGM・オリックス・コンソシアムのみが応募し、この段階から既に事業予定者として大阪府との IR 株式会社との交渉が始まっている。従って競合他社は存在しない。

【例外公開情報の該当性について】

請求人は「例外公開情報」すなわち「人の生命、身体若しくは健康に対し危害を及ぼす恐れのある事業活動又は人の生活若しくは財産に対し重大な影響が及ぼす違法な若しくは著しく不当な事業活動に関する情報」に該当するため公開が妥当である主張するが、「IR 事業は IR 推進法等を根拠に進められており社会的妥当性を欠くといえない」と審査会は判断する。

批判：IR カジノは、賭博を行う賭博場である。賭博及び賭博場開張は刑法 185 条、186 条で禁止されている犯罪行為である。しかし刑法第 7 章「犯罪の不成立および刑の減免」第 35 条で「法令又は正当な業務による行為は罰しない」と規定されていて、「違法性が阻却」される。それゆえ IR 推進法、IR 整備法という特別法が制定され「賭博」という犯罪、「賭博場の開張」という犯罪が「合法化」された。しかし「違法性は阻却」されても、賭博の実態は変わらず、「人の生命、身体若しくは健康に対し危害を及ぼす恐れのある事業活動又は人の生活若しくは財産に対し重大な影響を及ぼす・・・著しく不当な事業活動」であることに変わりはない。

請求人の主張の核心はこのようなものであるにも拘らず、形式的な議論で実施機関である大阪府を擁護した大阪府情報公開審査会の結論は不当と言うほかは無い。